

訪問リハビリ

(1) 利用料金

- ① 訪問リハビリテーション費 1回 298単位又は278単位(注1)(サービス提供体制強化加算6単位を含む)
 - ② 短期集中リハビリテーション実施加算(1日20分以上、週2回以上ご利用の方)
退院・退所日又は認定日から起算して3ヶ月以内 200単位/回
 - ③介護予防リハビリテーションマネジメント加算又はリハビリテーションマネジメント加算(I)230単位/月
 - 利用者負担金 「(① + ②+③) × 10.33円」の1割又は2割 + 交通費(注2)
- ※②、③は、該当の方に限り、上記の式に加算されます。
- ※1単位当たり10.33円(6級地)

(注1) 訪問リハビリテーション費は、当該事業所の医師による指示に基づき行った場合 298 単位、 当該事業所の医師が診療を行っていない場合は 278 単位となります。

(注2) 行田市以外の地区の方からは、

片道 10 km未満は 280 円、片道 10 km以上は 530 円を 1 回訪問につき交通費をご負担頂きます。

(2) この金額は、次の3種類に分かれます。

- ① 介護報酬に係る利用者負担金(費用全体の1割又は2割)
- ② 運営基準(厚生省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)
- ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)

(3) 上記③「通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用」とは(2)の①②で定められている内容以外のサービス提供を受けた場合又は制度上の支給限度額を超えてサービス提供を受けた場合にかかる費用です。(保険外のサービスを受ける場合は、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。)

(4) 介護保険を利用せず訪問リハビリテーションを利用する場合は、全額自己負担として取扱いを行ないます。また、契約については訪問リハビリテーション サービス契約に準じ行ないます。